## 東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に係る事務事業を実施する者の 審査結果について

国土交通省住宅局建築指導課長

次のとおり、東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に関する事務を行う事業を 実施する者を選定しましたので、報告します。

## <募集期間>

平成27年3月31日~平成27年4月14日

## <提案者及び評価結果>

○東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に関する事務を行う事業 提案者:2者(一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会(A)、他者(B))

## 審査結果

	評価結果	評価結果
要件	(A)	(B)
(1)事務事業の実施の方法等の事務事業の実施に関する計画が、	$\circ$	$\bigcirc$
事務事業の適確な実施のために適切なものであること。	O	O
(2) (1) に加え、事務事業の実施に関する計画が、被災者の生		
活再建に向けた恒久的建築物の整備を一層推進するための具体	$\circ$	0
的な提案を有していること。		
(3) 事務事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業	0	)
の遂行に必要な組織、人員を有していること。	O	O
(4)事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及	0	0
び処理能力を有していること。	O	O
(5)事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであ	$\circ$	
ること。	O	O
(6)事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有してい	$\bigcirc$	
ること。		
(7)事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底するこ		
と。		O

上記2者ともに、補助対象事業者に求める(1)から(7)までの要件を満たしているため、被災者の生活再建に向けた恒久的建築物の整備を一層推進するための提案の実効性・実現性について優位であった、一般社団法人すまいづくりまちづくりセンター連合会を東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に関する事務を行う事業を実施する者として選定した。